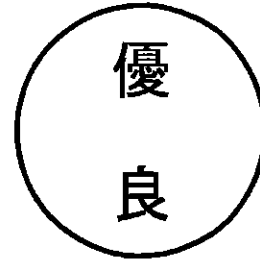


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4

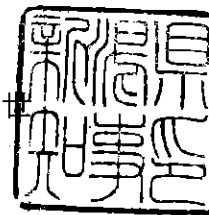
株式会社 セオス

代表取締役 遠藤 恭三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 4年12月15日

許可の有効年月日 令和11年11月21日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く）

**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）

**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る。）

**汚泥**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

**鉱さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むものに限る。）

**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）

**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むものに限る。）

**廃石棉等、廃水銀等**

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成29年11月22日
- ・変更届出年月日 平成30年4月9日  
(代表者の変更 旧 金井 寧)
- ・変更届出年月日 令和2年5月27日  
(住所の変更 旧 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35)
- ・更新許可年月日 令和4年12月15日
- ・優良基準適合認定 令和4年12月15日  
(許可の有効年月日が令和9年11月21日から令和11年11月21日に延長)

情報公開用

### 5 積替え許可の有無

無

### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和4年12月15日 更新許可)